

高知県県立学校昼食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県県立学校昼食費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、高知県立高知南中学校(以下「中学校」という。)における給食に代わる措置として、栄養面に配慮した弁当(以下「弁当」という。)を提供するため、弁当を提供する食堂業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助金の額等)

第3条 補助対象事業は、食堂業者が併設する県立高知南高等学校(以下「高等学校」という。)の食堂を活用して中学校の生徒に提供する弁当に係る経費とする。

2 補助金額は、補助対象の弁当代と高知市立中学校の学校給食費との差額とし、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付時期は、毎月とし、弁当を提供した食数が確定した後交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 食堂業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月5日までに、当該年度分の補助金交付申請書(別記第1号様式)を高知県教育長に提出するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助事業の着手)

第6条 食堂業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知により行うものとする。

(決定の通知)

第7条 県は、第5条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金交付の条件)

第8条 食堂業者は、弁当の提供をする月の前の月の16日（当該日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日である場合は、当該日の前日以前における直近の休日でない日）までに、当該弁当を提供する月の献立表を中学校の校長に提出するものとする。

2 食堂業者が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないこと。

(状況報告)

第9条 県は必要と認める場合において、規則第10条の規定による状況報告を随時求めることができるものとする。

(実績報告)

第10条 食堂業者は、毎月、補助事業が完了したときは、翌月の10日までに事業実績報告書（別記第2号様式）を高知県教育長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金算に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第3号様式により速やかに高知県教育長に報告するとともに、高知県教育長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の経理)

第11条 食堂業者は、補助事業に係る事項を明らかにするため、関係書類全てを、毎年度の補助金の最終月の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報公開)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があつた場合には、同条例第6条第1項の規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条第3項、第11条、第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(経過措置)

2 第8条の規定にかかわらず、平成31年4月の献立表については、食堂業者は、平成31年4月6日までに、中学校の校長に提出するものとする。

別表第1 (第3条関係)

補助金額
1食当たり、弁当代440円と牛乳代58円の合計498円と高知市立中学校の給食費280円との差額(218円)とする。

別表第2 (第7条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の交付者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。